



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年11月29日金曜日 第2526号

## ◇ 目 次 ◇

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（保健福祉課）... 913  
 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....（ " ）... 913  
 介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 914  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 914  
 保安林予定森林.....（森林整備課）... 914  
 保安林の指定.....（ " ）... 915  
 都市計画事業の認可.....（都市整備課）... 915  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（中予地方局環境保全課）... 915  
 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....（中予地方局管理課）... 916  
 道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....（ " ）... 916  
 道路の供用開始（県道松山川内線）.....（ " ）... 917  
 道路の供用開始（県道六軒家石手線）.....（ " ）... 917  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 917  
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 917  
 指定道路の指定（2件）.....（南予地方局建築指導課、南予地方局八幡浜土木事務所）... 918  
 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 918  
 道路の供用開始（県道長浜中村線）.....（ " ）... 918

## 公 告

愛媛県河川・砂防情報システム改修業務の委託.....（砂防課）... 918

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社大洲事業所 オートステイゆうゆう大洲	大洲市田口甲1895番地2	平成25年10月1日
株式会社サンサンツリー	今治市東鳥生町四丁目1番45号	茶話本舗デイサービスさくらい	今治市郷桜井二丁目7番20号	平成25年10月16日
一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手五丁目1番16号	ナーシングデイゆらり	宇和島市保手五丁目1番16号	平成25年10月28日
株式会社サポート多恵	宇和島市御殿町9番32号	サポート多恵	宇和島市御殿町9番32号	平成25年11月1日

### ○愛媛県告示第1297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	ユーミーケア西予	西予市宇和町卯之町4-654	平成25年8月1日
プログレス株式会社	四国中央市川之江町2974番地10	居宅介護支援事業所三島中央	四国中央市三島中央3-17-14	平成25年10月1日
株式会社あけぼの	宇和島市丸穂町一丁目1番53号	指定居宅介護支援事業所あい	宇和島市高串二番耕地191番地1	平成25年10月21日

○愛媛県告示第1298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社大洲事業所ショートステイゆうゆう大洲	大洲市田口甲1895番地2	平成25年10月1日
株式会社サポート多恵	宇和島市御殿町9番32号	サポート多恵	宇和島市御殿町9番32号	平成25年11月1日

○愛媛県告示第1299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
ハローズ川之江店	四国中央市川之江町193番 外30筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ハローズほか2者	株式会社ハローズほか2者	平成25年9月24日ほか	平成25年11月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1300号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第

249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松山市宇和間乙110から乙113まで、乙115、乙116の1、乙117、乙118の1から乙118の3、乙158の1、乙159の3、乙159の4、乙160、乙163の1、乙164、乙166の1、乙166の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇和間乙118の1・乙118の3・乙159の3・乙159の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1301号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成25年11月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
今治市朝倉上甲2280の1、甲2280の2、乙978の1、乙978の11、乙979の1、乙980
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
朝倉上甲2280の1・甲2280の2・乙978の113・乙979の1・乙980（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。  
平成25年11月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称

- 松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松山広域都市計画道路事業  
7・6・6号 北条辻下難波線
- 3 事業施行期間  
平成25年11月29日から  
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県松山市北条辻及び北条地内
  - (2) 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第1303号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。  
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。  
平成25年11月29日

愛媛県中予保健所長  
竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
J A えひめフレッシュフーズ株式会社  
伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番地18  
代表取締役 幸地 慎一
- 2 工場の名称及び所在地  
J A えひめフレッシュフーズ株式会社松山鶏卵センター  
伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番地18
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり350立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 170 最大 190

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和60年2月20日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	カネカ式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 19.8メートル 横 30メートル 高さ 6.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり350立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	脱窒素活性汚泥処理、凝集沈殿処理及び 砂ろ過処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 500 最大 600	通常 10 最大 10

	浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 400 最大 500	通常 5 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 80 最大 100	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15	通常 4 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 170 最大 190	通常 170 最大 190

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 6
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	

備考 この他に、雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第1304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市富久町436番2から 同市高岡町11番2地先まで	旧	メートル 5.6~10.9	キロメートル 0.215	
			新	12.1~19.8	0.215	

○愛媛県告示第1305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市萩原甲159番3から 同市萩原甲155番1地先まで	旧	メートル 8.0~20.0 9.0~32.1	キロメートル 0.299 0.215	
			新	9.0~32.1	0.215	

○愛媛県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市東本二丁目71番9から 同市東本二丁目72番11地先まで	平成25年11月29日

○愛媛県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町甲1563番2地先	平成25年11月29日

○愛媛県告示第1308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年11月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第40号 平成25年11月21日	伊予郡松前町大字神崎字小斎院198番1及び199番1	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 中 山 勇

○愛媛県告示第1309号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
（特-22）第527号	平成22年 10月21日	斎藤建設(株)	斎藤 清子	大洲市長浜町櫛生甲203 - 3	平成25年 10月18日	土木工事業	建設業の廃止
（般-21）第16610号	平成21年 12月21日	（有）セイバーズ	山崎 操	大洲市徳森2353 - 34	平成25年 10月24日	建築工事業	建設業の廃止 （一部）

(般 - 23)第16033号	平成23年 10月17日	福島電工	福島 仁	八幡浜市浜之町193 - 3	平成25年 10月24日	電気工事業	建設業の廃止
-----------------	-----------------	------	------	----------------	-----------------	-------	--------

○愛媛県告示第1310号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年11月29日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成25年11月21日
- 3 指定道路の位置  
北宇和郡鬼北町大字芝16番1の一部、16番1地先農道及び32番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 45.00メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1311号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年11月29日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成25年11月19日
- 3 指定道路の位置  
喜多郡内子町五十崎甲1165番1、甲1166番1、甲1166番3及び甲1166番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 32.20メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2180番1から 同町沖浦丙2015番1地先まで	旧	メートル 10.6~23.1	キロメートル 0.077	
			新	10.6~22.8	0.077	

○愛媛県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2191番1から 同町沖浦丙2180番1まで	平成25年11月29日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
砂情第1号測の1  
愛媛県河川・砂防情報システム改修委託業務

- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県河川・砂防情報システム改修委託業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
愛媛県庁NOC室及び砂防課
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額

の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 河川又は砂防分野の通信工（情報提供設備、情報処理設備、又は観測設備）の施工実績があることを証明した者であること。  
なお、当該実績に係る業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請負させたものは、実績としては認めない。
- (3) 本業務で「管理技術者」として配置する予定の技術者が、河川又は砂防分野の通信工（情報提供設備、情報処理設備、又は観測設備）の施工に関する従事経験があることを証明した者であること。
- (4) 4(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県土木部河川港湾局砂防課  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2700
- (2) 入札書の受領期限  
平成26年1月9日（木）午後1時59分まで
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成26年1月9日（木）午後2時00分  
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を確実に遂行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
受領期限：平成25年12月24日（火）午後5時15分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the Ehime river erosion control information system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m. , 9 January 2014
- (3) For further information , please contact: Erosion and Sediment Control Division , River and Harbor Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2700